

秋田県優良工事地域振興局長表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、各地域振興局等が発注した工事のうち、工事内容が優れた工事や他の模範となる工事を表彰し、奨励することにより、秋田県における中小の企業の体質強化並びに技術力向上を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図ることを目的とする。

(表彰対象工事)

第2条 対象は、前年度に完成した工事とし、秋田県工事成績評定に基づき評価されたものとする。

(表彰の名称)

第3条 表彰の名称は、「秋田県優良工事地域振興局長表彰」とする。

(表彰の方法)

第4条 各地域振興局長が表彰対象者に表彰状を授与する。
被表彰者は、施工企業の代表者とする。

(表彰の基準)

第5条 次のすべてを満足すること。

- (1) 当該工事の出来形が優秀であること。
- (2) 当該工事全般の管理状況が良好であること。
- (3) 当該企業において労働災害がないこと。
- (4) 当該企業における各工事の施工成績が良好であること。
- (5) 建設業法を遵守し、他の模範とされる施工企業であること。

(選考委員会)

第6条 表彰すべき工事を選考するため、各地域振興局内に秋田県優良工事地域振興局長表彰選考委員会（以下「地域振興局長表彰選考委員会」という。）を設置する。
その構成は、別表1のとおりとする。
2 地域振興局長表彰選考委員会は、推薦書に基づいて協議し、表彰すべき工事を決定するものとする。

(表彰候補者の推薦)

第7条 各所属長は、表彰することが相当と認める工事があるときは、推薦書を作成し、地域振興局長表彰選考委員会へ推薦するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、各地域振興局建設部におき、地域振興局長表彰に関する事務を行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(付則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

平成21年6月1日一部改正

平成22年4月28日一部改正

平成23年4月25日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年2月9日一部改正

平成29年3月9日一部改正

(別表1)

秋田県優良工事地域振興局長表彰選考委員会の組織

委員長	・各地域振興局長
委員	・総務企画部長 ・農林部長 ・建設部長 ・関係所長及び委員長が指名した者
事務局	・建設部